

令和7年度 申込受付開始 放課後児童クラブ

共働きや疾病などの事情により、保護者が昼間家庭にいない市内小学校に通う児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成や保護者の仕事と子育ての両立を推進します。
問い合わせ 子ども子育て課 大畑 ☎③0071

開設日時	▶平日(登校日)＝下校時～午後6時15分▶土曜日＝午前7時30分～午後6時15分▶春・夏・冬休み、振替休校日＝午前7時30分～午後6時15分 * 祝日、年末年始、お盆期間を除く
利用料	①平日放課後＝月額7,000円 ②夏休み＝8,000円(8月分として) ③春休み、冬休みのみ利用の場合＝3,500円 ④土曜日＝月額1,000円 *①～③で土曜日利用の場合、それぞれの利用料に1,000円加算 *令和6年度の市民税非課税世帯または児童扶養手当受給者は、上記の半額
保護者の就労などの条件	保護者には「児童と同居(同一敷地内、隣接地を含む)する65歳未満の祖父母」を含む [勤めの場合] ①平日利用＝月12日以上かつ就労終了時刻が午後2時以降(新1年)、午後3時以降(新2年以上) ②長期・土曜日利用＝午前7時30分～午後6時15分のうち5時間以上就労 [自営業・農業・漁業などの場合] ①事業主＝月140時間以上の就労②専従者＝月100時間以上の就労など [その他] 疾病がある、家族を介護しているなど *詳しくは募集要項参照
募集要項配布	9月2日(月)～10月31日(木) *市ホームページからダウンロードが可能です。子ども子育て課(さざんか)、市民課相良窓口係(相良庁舎)でも配布します(土・日曜日、祝日を除く)。
申込受付期間	10月1日(火)～10月31日(木) *電子申請は24時間受付可能 *窓口申し込みの受付時間は、午前8時15分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。※水曜日のみ午後7時まで)
申込方法	今回から電子申請が可能です(詳しくは、9月2日(月)以降に市ホームページでお知らせします)。窓口への申し込み(紙の申込書)の場合は、申込書に必要事項を記入し、就労証明書などの必要書類を添えて、子ども子育て課(さざんか内)へ提出してください。
備考	▶企業などが記入した就労証明書が必要▶保育園などの入所申し込みで使用する就労証明書を併用可能。必要に応じてコピーを取っておくこと▶新規利用者は申込受付後、11月末に面接を実施▶申込者が定員を超えた場合は、児童の学年や保護者の就労時間、家族構成などを考慮して優先順位を決定(先着順ではない)▶受付期間以外は、特別な事情(転入、離婚など)がない限り、原則受け付けません▶夏休みだけ利用する場合も今回の受付期間に申し込むこと

市内の放課後児童クラブ一覧

名 称	開設場所	定員
静波放課後児童クラブ	静波1430番地1	60人
川崎放課後児童クラブ	川崎小学校内	60人
細江第1放課後児童クラブ	細江小学校内	50人
細江第2放課後児童クラブ	細江1244番地5	45人
細江第3放課後児童クラブ	細江コミュニティセンター	30人
勝間田放課後児童クラブ	農村の家(勝間田小学校敷地内)	35人
坂部放課後児童クラブ	坂部小学校内・坂部消防館	50人
相良放課後児童クラブ	相良小学校内	65人
菅山放課後児童クラブ	菅山小学校給食棟内	25人
萩間放課後児童クラブ	萩間小学校内	35人
地頭方放課後児童クラブ	地頭方小学校内	35人
牧之原小学校放課後児童クラブ	牧之原小学校内	50人
榛原土曜日児童クラブ	静波1430番地1	20人
相良土曜日児童クラブ	相良小学校内	20人



*学区内に複数クラスがある場合、クラス分けの希望は受け付けできません。

令和7年度から細江保育園を 牧之原市社会福祉事業団へ移管します

市立細江保育園については、令和6年度末に指定管理期間が終了します。「民間活力の最大限の活用」を図ることにより、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現し、現在の保育水準を維持するために、同園を市社会福祉事業団に移管します。
指定管理期間終了後の施設運営については、民営化により運営を変更しても保育環境に影響がなく、現在働いている職員雇用にも対応できることから、安心して子どもを預けることができます。
問い合わせ 子ども子育て課 板倉 ☎③0075

社会福祉事業団とは

これまで公立保育園が果たしてきた役割と培った保育内容を民営化後も継承できるよう、市は令和3年2月に「社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団」を設立しました。
令和4年度から菅山保育園、萩間保育園および勝間田保育園の計3園が同法人に移管され、運営されています。



細江保育園

細江保育園民営化の審査

民営化にあたり、保育に関し専門的知識を有する者や保護者などからなる公立保育所民間移管審査委員会を設置し、令和5年度に妥当性および適格性が審査されました。市社会福祉事業団への民間移管が妥当かどうか、運営方法や保育理念、保育環境などを基に総合的に判断して、「教育・保育の質の向上と将来に渡り保育ニーズに応えられる環境である」と認められる旨の答申がされました。



審査委員長から杉本市長へ答申書の提出

今後のスケジュール 令和7年3月 指定管理(公設民営)期間終了
4月 市社会福祉事業団運営の私立保育所(民設民営)として運営開始

「民営化で何が変わるの？」

- Q. 保育内容はどうなりますか。運営方針が変わることで、子どもへの対応が変わったり保護者の負担が増えたりしませんか。
- A. 指定管理時と同様に、市の保育の基本理念「心豊かにたくましく」は変わらないため、保育内容もこれまでと変わることはありません。
- Q. 子どもへの影響はないのですか。保育士の変更など環境が変わることで、子どもが不安に思うのではないのでしょうか。
- A. 社会福祉事業団に移管されてもこれまでの市の保育理念の下、運営します。基本的に今いる職員が引き続き保育を行いますので、環境の変化もなく、子どもへの影響はありません。
- Q. 民営化で保育料は変わるのですか。
- A. 保育料は市が決定し、市が徴収するため、これまでと変わりません。

